

子ども版防衛白書は、全国約 2400 の小学校に約 6100 冊が送付

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年9月1日(月)

NO. 1609号

本号3頁

イスラエル・テルアビブ 「停戦を」 35万人の抗議集会

イスラエルの商都テルアビブ中心部にある人質広場で 26 日夜、人質の即時解放と戦争の終結を求める集会が開かれ、主催団体の人質・行方不明者家族会によると 35 万人以上が参加しました。

閣議でガザ市制圧計画が議論されるこの日を家族会は「全国闘争の日」と位置づけました。午前 7 時から全国各地の交差点で抗議を始め、デモ、集会、座り込みなど多様な行動が終日、展開されました。

米国が 5 月に提示し、イスラエルが 7 月初めにいったん受け入れた停戦案とほぼ同じ内容に、今月に入って仲介国とハマスが合意。しかし、イスラエルがこれを無視していることに国民の間に強い反発が広がっています。家族会は声明で「35 万人超が集まったことは明確なメッセージだ。政府は提示された停戦案に署名しなければならない。国全体が戦争の終結と人質の帰還を求めている」と強調しました。

自身は人質から解放されたものの、夫がなお拘束中のシェロン・クニオさんは集会で「娘たちが毎晩『お父さんは帰ってくるの?』と聞きます。目の前に、米国が支持し、ハマスも合意した停戦案があり、国民も同じ声をあげています。私たちはあきらめません」と訴えました。

ナチスによるホロコースト（ユダヤ人大虐殺）の生存者コレット・アビタルさんは午前に行われた対話企画で「50 年後、人々は『なぜ行動しなかったのか?』と問うでしょう。今こそこの悪夢を終わらせる時です」と語りました。

イスラエル紙エルサレム・ポストは同日、世論調査を発表。国民の 73.8% が「人質返還と戦争終結の合意」を支持し、戦闘継続を望むのは 26.2% にとどまりました。政権与党リクード支持者の半数以上も合意を支持しています。



パレスチナ国家承認の流れ大きく

フランスのマクロン大統領は 7 月 24 日、2025 年 9 月に開かれる国連総会においてパレスチナを国家として正式に承認すると SNS 上で発表しました。イギリスのキア・スターマー首相は 29 日、イスラエルがパレスチナ・ガザ地区での停戦に合意し、パレスチナ国家と共存する「2 国家解決」の可能性を再び模索するなどの一定の条件を満たさなければ、9 月の国連総会でパレスチナ国家の承認に踏み切ると発表。既に世界 140 カ国以上がパレスチナを国家として承認しています。

日本も早急に承認すべきです。

スパイ防止法、参政党躍進で再燃 40 年前は廃案、再び焦点に?

参政と国民民主が先の参院選で躍進したことを受け、スパイ防止法の制定が国会で焦点となりそうです。両党が公約に掲げていたため、自民党や日本維新の会にも検討や導入を求める声があります。参政党の神谷代表は参院選投票翌々日の記者会見で、秋に見込まれる臨時国会でスパイ防止法案の提出を目指す考えを表明しました。「これからの戦いは情報戦争だ。情報分野で他国と対等にやりとりができないことは日本の防衛力、安全保障のレベルを落とす」と。

国民民主も、先進 7 カ国（G 7）諸国と同等レベルの法制定を主張します。参院選公約では、サイバー空間を含む新たな諜報活動が近年活発化しているとし、国家機密保護や安保体制強化の観点からスパイ行為全般を処罰対象とする法整備を訴えました。

自民では治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会が5月、石破党総裁に法制定の検討を求める提言書を提出していました。提言にはインテリジェンス（諜報・情報活動）の指針となる国家情報戦略の策定とともに、重要情報を守るため「諸外国と同水準のスパイ防止法の導入に向けた検討も推進すべきだ」と明記しました。

維新は「米中央情報局（CIA）のようなインテリジェンス機関を創設し、諸外国並のスパイ防止法を制定し情報安全保障を強化」と提唱しています。日本保守党も導入を訴えています。

しかし、現段階で各党とも具体的な法案の中身を詰めているわけではありません。同法を巡っては、憲法が保障する「言論・表現の自由」など基本的人権との関係が常に問われ、紆余曲折をたどった歴史があります。自民党は、中曽根康弘政権下の1985年に「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を議員立法で提出。外交・防衛上の国家機密を第三者に漏えいした場合、最高で死刑を科す内容だったが、人権侵害の危険が大きいとの反対を受け廃案となりました。

防衛省が発表 敵基地攻撃ミサイル全国配備 先行6道県に

防衛省は29日、国産の長射程ミサイルの配備計画を発表しました。今年度中に陸上自衛隊健軍駐屯地（熊本市）に「12式地対艦誘導弾」の能力向上型を配備するのを皮切りに、全国6道県に配備を開始します。2022年に閣議決定された「安保3文書」に基づく、違憲の敵基地攻撃能力配備の具体化です。

配備先となる地元にいさい説明がなく

「12式地対艦誘導弾」の能力向上型は、射程1000キロ以上。25年度と26年度に分けて車両型の発射機から打ち出す「地発型」を健軍駐屯地の第5地対艦ミサイル連隊に、27年度には富士駐屯地（静岡県小山町）の特科教導隊に配備されます。

また、艦船や戦闘機から打ち出す「艦発型」と「空発型」の運用開始を28年度以降から27年度に前倒しし、海上自衛隊横須賀基地（神奈川県横須賀市）を母港とする護衛艦「てるづき」、航空自衛隊百里基地（茨城県小美玉市）に配備予定のF2戦闘機で運用します。

高速で変則軌道を描いて飛び、射程が2000～3000キロに及ぶ「島嶼（とうしょ）防衛用高速滑空弾」の配備にも着手。今年度中に富士駐屯地の特科教導隊に配備した上で、26年度に、上富良野駐屯地（北海道上富良野町）と、えびの駐屯地（宮崎県えびの市）に同滑空弾を運用する部隊を新編・配備します。

同滑空弾は、今年の6～8月に米国で最終の発射実験を実施し、完了しています。

今回発表された配備計画は第1段階であり、今後、さらに広がるとみられます。これらのミサイルを保管する弾薬庫は最優先の攻撃目標となり、不安と反発が広がります。

「熊本ネット」政府に配備中止を要請

労働組合や民主団体などでつくる「いのちとくらし・平和を守る熊本ネットワーク」は29日、国会内で、熊本市への配備が計画されている「12式地対艦誘導弾能力向上型」を巡り、政府に配備中止を要請しました。日本共産党の田村貴昭衆院議員が同席しました。

参加者は、周囲が市街地の陸上自衛隊健軍駐屯地（熊本市）へのミサイル配備は、学校、病院、住宅地などの環境安全が脅かされ、ジュネーブ条約の軍民分離原則に反すると指摘。詳細な配備計画の説明や、地域住民への説明会を求めるとともに、配備そのものを中止するよう要求しました。

岸田政権が閣議決定した「安保3文書」・防衛政策 専守防衛から先制攻撃へ

安保三文書は、岸田文雄内閣が2022年12月16日に国家安全保障会議決定および閣議決定した日本の防衛政策における3つの文書の総称です。「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の3文書で構成される。論争となってきた反撃能力の保有が明記され、その方針が確定しました。

背景には、自衛隊が「盾」在日アメリカ軍が「矛」の防衛政策を一貫してきた日本は、2022年当時の日本の安全保障環境に対し、最も厳しいと評しました。中華人民共和国や北朝鮮の脅威に基づいて制定されました。

国家安全保障戦略の最上位の指針としています。中国の軍事行動について「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と明記した上で、2027年までに防衛費を日本のGDP比で2%に達するよう目標を示しました。積極的平和主義を維持しつつ「我が国を守る第一義的な責任は我が国にある」としま

した。また、2027年までに航空自衛隊は「航空宇宙自衛隊」に名称を変更することと明記し「宇宙作戦能力を強化し、宇宙利用の優位性を確保し得る体制を整備する」と改称理由としています。

参政党の新日本憲法「構想案」を斬る 12

※前号までで、11回にわたり「参政党を斬る」を掲載してきましたが、今号より「参政党の新日本憲法「構想案」を斬る」シリーズを掲載します。憲法会議として、しばって「新日本憲法構想案」の危険性を知らせていくことが重要と考え、変更します。

新日本憲法「構想案」を多くの憲法学者が厳しく批判

2025年5月17日、参政党は独自の「新日本国憲法（構想案）」を公表しました。それに先立ち5月3日の憲法記念日に発表された談話の中で、同党の神谷代表は「この憲法案は、日本人の理念や価値観を反映し、日本が自立するために必要なものとなるよう、真摯に議論を重ねてまいりました」と述べ、500人以上のメンバーが2年間の年月を費やして衆知を集めて検討した新憲法案であることを明らかにしています。

この談話によれば、憲法改正ではなくまったく新たに憲法を作るという意味で「創憲」という言葉を使い、「創憲フェス」という企画を推進して、全国でアイデアを募り取りまとめる作業を行ってきたということでした。

そのうえで神谷代表は「憲法をつくるには、どんな国をつくりたいのか、国家観や哲学が必要です。今回の取組は、一般の国民が憲法づくりを通じて、どんな国を目指したいのか、国の未来を自分たちで考え、議論する大切な機会となりました」とも語っています。

その全33条の「新日本憲法（構想案）」は、発表以来、インターネットを中心に「独裁憲法」「大日本帝国憲法に戻す」などと評され、批判の声が広がっています。そして、多くの憲法の専門家である憲法学者も厳しい批判の声を上げています。

◇渡辺治一橋大学名誉教授 「戦後」を公然と否定した戦後初めての改憲案

戦後、70件近い改憲案が出ましたが、国民の平和と民主主義への強い希求を忖度して、国民主権を否定したり、人権条項を欠いた案はほとんどなく、いずれも何らかの形で「平和主義」に言及しています。

自民党・国民民主のような改憲政党ですら、その政権公約では日本国憲法の「国民主権」「人権保障」「平和主義」の日本国憲法の3原理を「堅持」し、まもることを謳っています。ところが、参政党の改憲案には、国民主権、人権保障、平和主義もありません。「戦後」を公然と否定した戦後初めての改憲案です。

◇日体大学の清水雅彦教授 「踏まえるべき憲法の基本がある。ある意味、素人の案だ」

個人でも市民団体でも政党でも、改憲の議論をすること自体は賛成。ただ、踏まえるべき憲法の基本がある。ある意味、素人の案だ。政党が出すには、憲法の基本的な部分が分かっていない。大日本帝国憲法にも及ばないお粗末な内容。

そして、市民革命後に成立した近代憲法は、これまで悪さをしてきた国家権力を縛るために作られ、『国家権力制限規範』とも言われる。だが草案は、そうした歴史の積み重ねを無視し、国家権力の縛りをかなり緩めている。

また、「従来、自民を支持していた岩盤保守層に訴えかけ、参政党の支持を広げる目的があったのでは」とも指摘している。

◇都立大学の木村草太教授 あれを憲法とか憲法改正案だと思っている人はあまりいない

「どちらかと言うと怪文書のようなものでして、あれを憲法とか憲法改正案だと思っている人はあまりいないと思いますね」。そして、「右だの左だの改憲だの護憲だの以前の文章」と、ぱったり切り捨てた。

◇慶應義塾大学の小林節名誉教授 検討の対象にもならない憲法案ですが軽視できません

まともな検討の対象にもならない憲法案ですが、参政党がブームのように取り上げられています。巨視的に見れば、一時現象で、やがて冷めるとみえています。

とはいえ、一定の議席を得てしまうと自公の補完勢力になり、参院選後の政治状況によっては国民民主、維新と連携して改憲発議の動きを誘発するかもしれません。その意味では軽視できません。